

「平成29年（ワ）第1051号 損害賠償請求事件」
の判決に関するコメント

このたびの訴訟は、前市長主催の幹部慰労会問題に端を発する一連の不祥事とその後の市の対応に疑問と不信感を持たれた市民グループの方が、三木市長等倫理条例に定める要件である約1,900人の署名を添えて前市長に審査請求書を提出し、審査請求を行ったところ、前市長が倫理審査会に署名等を提出して審査を請求しなかっただけでなく、署名等の書類を市民グループの方に返却し、手続きを放置したことについて、人格的利益が侵害されたとして、市に損害賠償を求めているものです。

私は、このたびの判決を妥当と判断し、判決の内容を真摯に受け止め、控訴しないこととします。

また、三木市長等倫理条例の目的に立ち返り、市長としてより高い倫理を保持し、失った市政に対する信頼の回復に努めてまいります。

令和元年10月8日

三木市長 仲田一彦